

## 亀山市市制施行 20 周年記念ロゴマーク募集要項

### 1 趣旨

亀山市は、令和 7 年 1 月 11 日に市制施行 20 周年を迎えます。各種記念事業の展開や市内外の人への本市の情報発信において事業の統一性を表すほか、市全体で市制施行 20 周年の節目を祝う機運を醸成するため、亀山市市制施行 20 周年記念事業で使用するロゴマークを募集します。

### 2 使用目的

各種印刷物をはじめ、PR 活動で使用します。

### 3 応募資格

- (1)住所、年齢、プロ・アマは問いません。
- (2)未成年（18 歳未満）の人は、保護者の同意を得た上で応募してください。

### 4 募集期間

令和 6 年 6 月 3 日(月)～7 月 31 日 (水) 午後 5 時 (必着)

### 5 応募規定

- (1)1 人 1 点で未発表の作品であること。
- (2)デザインは亀山市のイメージ・魅力を表現した親しみやすいもので、市制施行 20 周年を記念したものであることが分かること。
- (3)色数は指定しないが、白黒・単色での使用を考慮した配色であること。
- (4)縦横比は 1 : 1 程度で、縮小しても識別できること。
- (5)作品は手書き又は電子データとし、電子データの場合、データ容量は 10MB 以内、ファイル形式は JPG、GIF、PNG のいずれかとする。

### 6 応募方法

次のいずれかの方法で応募してください。

#### (1)持参

応募用紙に必要事項を記載の上、広報秘書課秘書グループ（本庁 2 階）へ提出してください。  
電子データで応募する場合は、作品データを記録した CD-R 等により提出してください。

#### (2)郵送

作品を折り曲げないように留意し、封筒表面に「ロゴマーク応募書類在中」と明記の上、次の送付先へ郵送してください。

電子データで応募する場合は、作品データを記録した CD-R 等を郵送してください。

【送付先】〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地 広報秘書課

### (3)電子応募

応募フォームに必要事項を入力し、作品データを添付して送信してください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/Ymi6/575941>



※応募用紙等は本庁、関支所及びあいあいにも備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

## 7 賞及び副賞

賞：最優秀賞 1点

副賞：賞金（2万円）及び本市特産品（1万円相当）

※18歳未満の場合は、賞金に代えて図書カード（2万円分）とさせていただきます。

## 8 選考方法・発表

市制施行20周年記念ロゴマーク選考委員会で選考し、令和6年8月下旬頃、受賞者の氏名、住所（市区町村まで）、作品の説明を市ホームページや広報等で発表予定です。

## 9 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報は、作品の選考、作品の問い合わせ、受賞者の発表、賞状及び副賞の授与以外の目的で使用することはありません。

## 10 応募に関する注意事項

(1)応募にかかる費用は応募者の負担とします。

(2)応募作品（応募用紙、CD-R等）は返却しません。

(3)応募作品は提出後に修正できません。

(4)郵便や応募フォーム送信中の事故等で作品が届かない場合や、何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、亀山市は一切の責任を負いません。

(5)不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。

(6)応募作品について第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。亀山市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して亀山市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(7)次に該当するものは選考対象となりません。

ア 公序良俗その他法令の規定に反するもの

イ 第三者の著作権、商標権その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのあるもの

ウ 政治的、宗教的、商業的メッセージを含むもの

エ 提出書類に不備又は虚偽の記載があるもの

(8)応募をもって本要項に同意したものとみなします。

## 11 その他注意事項

- (1)受賞作品の著作権、使用权、商標権、商品化権等その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、亀山市に帰属します。
- (2)受賞作品が、既発表のデザインと同一又は酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合、また法令及び本募集要項に反している場合は、選定結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。また、すでに賞及び副賞を授与した後にその事実が判明した場合は、それらを返還していただきます。
- (3)受賞作品は、修正、加工又はデジタル化など調整させていただく場合があります。

## 12 問い合わせ先

亀山市広報秘書課秘書グループ

電話：0595-84-5022 FAX:0595-82-9685

E-mail：hisyo@city.kameyama.mie.jp